

下関市立大学授業料等の減免に関する規程

平成19年4月2日

規程第91号

改正 平成19年11月22日規程第109号
平成20年4月1日規程第25号
平成20年12月22日規程第45号
平成26年5月2日規程第11号
平成27年1月7日規程第1号
平成27年3月31日規程第55号
平成28年7月15日規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程（平成19年規程第53号。以下「授業料等徴収規程」という。）第8条の規定に基づき減免について、必要な事項を定める。

(減免の対象となる授業料等)

第2条 授業料等徴収規程第8条に基づき、理事長が減免することができる授業料等は、授業料、入学金及び聴講料とする。

(減免の対象者等)

第3条 理事長は、別表第1の対象者の欄のいずれかに該当する学生（科目等履修生、特別聴講学生及び研究生を含む。）又は入学（再入学を含む。）をしようとする者の納入すべき授業料、入学金又は聴講料を同表に定める基準により減免することができる。

2 理事長は、授業料を負担する者が、別表第2の対象者の欄のいずれかに該当する場合で、かつ、対象学生（研究生を含む。）の学業成績が良好で最短在学期間で卒業又は修了できる見込みがあると判断される場合は、納入すべき授業料を同表に定める基準により減免することができる。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、授業料を負担する者が被災し、別表第3の対象者の欄のいずれかに該当する場合は、納入すべき授業料を同表に定める基準により減免することができる。

4 授業料の減免総額は、理事長が定める。

(申請手続)

第4条 減免の申請をしようとする者は、減免申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表第1から別表第3までの対象者の欄に掲げる事由（以下「減免事由」という。）のいずれかに該当することを証する書類を添えて、理事長が指定する日までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない特別の事情があると認めるときの提出期限は、この限りでない。

(決定)

第5条 理事長は、申請書を受取り、減免の決定をした場合、減免決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第6条 減免を行う旨の決定を受けたのち当該減免事由が消滅した者は、直ちに減免事由消滅届(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 理事長は、前条の規定による届出があったとき若しくは減免事由が消滅したことが判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、減免を行う旨の決定を取り消すことができる。

(1) 下関市立大学学則(平成19年規則第1号。以下「学則」という。)

第44条第1項又は下関市立大学大学院学則(平成19年規則第2号。以下「大学院学則」という。)第33条第1項の規定により懲戒処分を受けたとき。

(2) 申請書又はこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったとき。

(3) 減免の決定を受けた者が納入期限を守らないとき。

2 前項の規定により減免等の決定を取り消された者は、授業料等を一括して理事長の定める日までに納入しなければならない。この場合において、既にその一部を納入しているときは、その残額を納入しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、減免に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度分以後の減免等について適用する。

附 則(平成19年11月22日規程第109号)

この規程は、平成19年11月22日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規程第25号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月22日規程第45号)

この規程は、平成21年4月1日から施行し、この規程による改正後の下関市立大学授業料等の減免に関する規程別表第1及び別表第2の規定は、平成21年度以降の

入学者に係る入学金の減免及び平成 21 年度春学期以降の授業料の減免に適用する。

附 則（平成 26 年 5 月 2 日規程第 11 号）

この規程は、平成 26 年 5 月 2 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 7 日規程第 1 号）

この規程は、平成 27 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 55 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 15 日規程第 22 号）

この規程は、平成 28 年 7 月 15 日から施行する。

別表第 1

区分	対象者	減免額	添付書類
授業料の減免基準	学則第 36 条の規定により留学する者で、当該留学が大学間の協定等に基づくものであり、かつ、国際交流又は単位互換のため等の特別の事情があると認められるもの(留学する大学の授業料を協定等により免除される学生を除く。)	授業料の額に相当する額	不要
	特に理事長が必要と認めた者	その都度理事長が定める額	理事長が必要と認める書類
入学金の減免基準	学則第 24 条の規定により再入学する者	入学金の額に相当する額	不要
	私費外国人留学生(発給された査証において在留資格が「留学」となっている者(予定者を含む。))に限る。以下この表及び別表第 2 において同じ。)として入学する者で、特別の事情があるもの(市内の入学金の額が適用される者を除く。)	入学金の額の 2 分の 1 に相当する額	1 住民票の写し(世帯全員) 2 所得を証明する書類 3 その他理事長が必要と認める書類
	本学を卒業した次の年度に本学大学院に入学する者(市内の入学金の額が適用される者を除く。)	入学金の額の 2 分の 1 に相当する額	合格通知書の写し
	研究生として入学する私費外国人留学生	入学金の額に相当する額	合格通知書の写し
	研究生として入学する本学大学院修了者	入学金の額に相当する額	1 合格通知書の写し 2 本学大学院修了証明書の写し
特に理事長が必要と認めた者	その都度理事長が定める額	理事長が必要と認める書類	
聴講料の減免基準	学則第 47 条の規定により特別聴講学生として授業科目の履修をする者で、当該履修が大学間の協定等により聴講料の減免について特別の定めがあるもの	聴講料の額に相当する額	不要
	私費外国人留学生で、国際交流上特別な事情があるもの	聴講料の額に相当する額	特別の事情を証明する書類
	学則第 47 条又は大学院学則第 36 条の規定により特別聴講学生として授業科目の履修をする外国人留学生であって、当該履修が大学間の協定等に基づくものであり、かつ、国際交流又は単位互換のため等の特別な事情があると認められるもの	聴講料の額に相当する額	不要
	私費外国人留学生で、特別な事情があるもの	聴講料の額の 2 分の 1 に相当する額	1 住民票の写し(世帯全員) 2 所得を証明する書類 3 その他理事長が必要と認める書類
	履修の許可を受ける時の年齢が 60 歳以上の者	聴講料の額の 2 分の 1 に相当する額	生年月日を証明する書類
特に理事長が必要と認めた者	その都度理事長が定める額	理事長が必要と認める書類	

別表第2

対象者	減免額	添付書類
対象学生(外国人留学生を除く。)が属する世帯の総所得金額が、別に定める基準額以下の者	授業料の額の2分の1に相当する額	1 住民票の写し(世帯全員) 2 所得を証明する書類 3 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書 4 医師が発行する証明書 5 市町村長が発行するり災証明書 6 その他理事長が必要と認める書類
対象学生(私費外国人留学生に限る。)が属する世帯の総所得金額が、別に定める基準額以下の者		
対象学生(外国人留学生を除く。)の学業成績が特に良好で、かつ、対象学生が属する世帯の総所得金額が、別に定める基準額以下の者	授業料の額の全額	(注) 上記の各書類については、対象に応じて理事長が指定する。
特に理事長が必要と認めた者	その都度理事長が定める額	

別表第3

対象者	減免額	添付書類
震災、風水害、火災その他の災害により、住宅又は家財が半壊以上の被害を受けた者(申請前1年以内の災害に限る。)	授業料の額の2分の1に相当する額	1 住民票の写し(世帯全員) 2 市町村長が発行するり災証明書 3 その他理事長が必要と認める書類 (注) 上記の各書類については、対象に応じて理事長が指定する。
特に理事長が必要と認めた者	その都度理事長が定める額	理事長が必要と認める書類